

糸魚川市都市交流協会団体交流補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民が姉妹都市、友好都市及び知音都市（以下「姉妹都市等」という。）の団体と相互訪問等により、人々とふれあい、理解を深めるとともに、自分の故郷を見直すきっかけとなる交流活動を支援するため、予算の範囲内で補助を行うこととし、その補助金に関して必要な事項を定めるものとする。

(姉妹都市等)

第2条 姉妹都市等は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める市町村とする。

- (1) 姉妹都市 長野県塩尻市
- (2) 友好都市 北海道新ひだか町、岩手県葛巻町、長野県山形村、福井県大野市及び兵庫県南あわじ市
- (3) 知音都市 長野県長野市、長野県中野市及び島根県浜田市

(交付対象団体)

第3条 補助金の交付対象となる団体は、市民又は市出身者（以下「構成員」という。）で構成し、姉妹都市等の交流活動に積極的に取り組んでいる民間団体を対象とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する団体は、助成の対象外とする。

- (1) 法人格を有する団体（地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により市長の認可を受けた地縁による団体及び特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人を除く。）
- (2) 営利事業を行う団体
- (3) 構成員数が6人未満の団体

(対象事業)

第4条 この補助金の交付対象となる事業は、構成員自らが企画した姉妹都市等の団体と行う交流事業とする。

(助成回数)

第5条 助成の回数は、1団体につき年1回の助成を限度とする。

(交付基準)

第6条 交付する補助金の額は、次に掲げる額のいずれか少ない額とし、50,000円を限度とする。

ア 3,000円×会員交流参加人数+1,000円×会員外交流参加人数

イ 交流に要した経費の2分の1

「会員」とは糸魚川市都市交流協会会員をいう。

(交付申請書の添付書類)

第7条 補助金交付申請には、申請書に次に掲げる書類を添えて、会長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 実施団体等の参加者名簿
- (4) 前3号に掲げるもののほか、会長が必要と認める書類

(交付申請の提出期限)

第8条 補助金交付申請は、実施日の30日前までに提出しなければならない。ただし、会長が必要と認めた場合は、その期日を超えて提出することができる。

(交付の決定)

第9条 会長は、申請書を審査の上、補助対象額を決定し、速やかに交付決定通知書を交付するものとする。

(実績の報告)

第10条 補助金交付決定を受けた団体は、事業が完了したときには、実績報告書に次の書類を添えて、速やかに会長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 補助事業等の対象事業費の証拠書類（契約書、受領書等の写し）
- (3) 実施写真、完成写真等
- (4) 前3号に掲げるもののほか、その他会長が必要と認める書類

(補助金の交付)

第11条 補助金の交付は、実績報告書を審査の上、適当と思われたものについて行うものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年5月31日から実施する。

附 則

この要綱は、平成20年5月30日から実施する。

附 則

この要綱は、平成23年9月16日から実施する。